

明治六年二月

新貨三錢

郵便



知新聞

第廿號



東京横山田三丁目

太田金右衛門



凡例

遠近の人民互に懽睦しく相通し事理よく通達すは新聞紙の如く
 故に西洋諸國苟も文明の名あるは地を以て其の新聞紙の如く
 ありて國內國外と論じ凡九百の事務を網羅し毎々奇事異聞瑣
 語常談を采用し以て日刊し月刊し年刊し其の幾人か家
 喻戸曉し小説の概ありて國人甚く之を便し之を今更し郵便
 此新聞を刊行するも度く遠近の子供我せ大ひに内此情を喜
 古今此変を知りて世に裨益ありしは我れも亦喜し
 氷成見て天下此寒を知るべし凡此小冊子と云ふもの亦當今之世の
 斑と類し

郵便報知新聞第卅九號 明治六年第二月

○近衛兵服役滿斯ニ付今般伍長以下免役帰郷被

仰付トニ付テハ萬機草創ノ際ニ當リ

輦下護衛ノ役ヲ奉シ功勞有之輩ニ付持典ヲ以テ相願

別紙陸軍省伺濟ノ通第一次被徵ト者ハ一ヶ年二人

口ツ、五年間第二次被徵ト者ハ同二人口ツ、二年

間恩賞トシテ下賜リト条同省申合渡方可取斗旨大改

官ヨリ大赦省へ御達アリ 但別紙之ヲ畧ス

○従前官幣諸社官祭ノ儀式部察官負参向執行トル今

後 伊勢神宮ヲ除クノ外總テ地方官ニ於テ執行可致
事

但巨細ノ儀ハ追テ式部寮ヨリ可相達旨御布令アリ
○青森縣ヨリ報知

陸奥國へ農會社取建乃儀一付今般縣廳ヨリ管内へ達
一有りト其大意を戊辰以來大ニ制度の御變革有り
と引續き三府七十二縣と置せられ舊來乃陋習を一洗
して世の開明ニ赴んとれ今や縣廳其旨或射一新ニ
富豪此民を募リて協同戮力會社と結ば一之管下荒蕪
の地ニ付て物産を蕃殖一交易の利或計りて後來全國

富強の基を開かんことを試み見よ現今本縣の戸數凡そ
九万五千余にして一戸一日ニ新貨五十錢の利を得ん
む一日の總計九十五萬錢一月ノハ二千八百五十萬錢
一年ノ三億四千二百万錢おれ以積て數年ノ至トバ其
利の多き如何ぞや然れバ今日臣民ニするもの厚く此旨
を体認し積雪家居の時と雖も懈りなく各其業を励
餘資あるを以て入社して互ニ融通の道或助け開墾養
蚕牧畜の類凡そ有益の業を起さんとす或著る其資本
を社中ニ借りて之以施行し各自營の目途或立べ一と
の旨意あり

○本月七日夜大雷雨して三州沖に難船五十艘餘も有之溺死人数不相分由愛知縣より大蔵省へ御届あり

○第卅六號ニ英國ノ為換會社ノ閉店シタルヲ不取敢記載セシガ猶左ニ詳ナル報ヲ得タレバ茲ニ其終ノ

記ス

倫敦ニ在留スル商鎮次郎ナル者ヨリノ書状前略ス此度当府ニテ引コイントナレヨナルバンク忽然破潰ニ及び右ニ付今般英ノ籍ニ入りシテイナント云ノ者ハ此社ノ手代トナリテ専ラ日本人ヲ悠通致シ小處官員華族ハ勿論在寓ノ士民迄モ尽ク此バンクへ預ク置

小金高凡十萬兩餘ノ由又此社ハ外々ト違ヒ四五分又ハ六分ノ利息ヲ出ス由ナレハ多欲ノ人ハ「オリエンタルバンク」ニ預ケ置テ取戻シ態々此社ニ預ケシ族モ有之然ル処俄ニ閉店ト相成リ一同落膽實ニ笑止千萬ノ至ナリ又士民中ニモ大倉屋ノ失費一萬兩余山内屋四千兩今里屋一萬兩余其外ハ枚擧スルニ暇アラズ幸ニシテ当店ニハ其愚無之小尤モテイナシナル者數十度程モ参店シ吾ガ主人ヲ勸メテ得共流石ノ松本主ノノ手ニ乘ラス当今ニテハ諸人一同ニ主人ノ卓見ヲ感賞致シ外實ニ不容易ノ大事件ナリ此「バンク」ニテテイナ

シテ社中ニ加ヘタルハ全ク日本人ノ金ヲ吸ヒ聚メン
ガ為メナリ茲ニ氣ノ毒ナルハテイナンノ妻ナリ此婦
ハ歐羅巴ノ産ナリ未ダ結婚ヨリ間モ無ク此一件差起
リタレバテイナンハ日本人ノ為メニ贅責サレ貯金モ
無ク既ニ活計ニ困窮ノ趣ニテ右婦人ハ日々浮泣ノ由
ニ傳聞イタレバ或ル説ニ此婦人ハ元ストリートヲル
ケル夜ノ由故再ビ前業ニ復スベキヤノ評判ナリ右ハ
当時ノ一珍事ニ付取リ敢ズ申進シテ

○府下濱町二丁目志原惣三郎方同居弥三郎を名とし
人の頼みあき白兔の毛を染り種々乃模様を頭ハ

又此色紙販賣いふ一若千金を街取る科を以て詐欺律
小依り懲役六十日被仰付たりとぞ

評曰君子を欺き易ふ一小人を欺き難し今これ弥
三郎の所業哉見る小其狡猾至とざるあくして能く
其商乃目哉暗まらば又是をり中を去れども天理の欺
く辱らとぎ体ありて忽ち捕縛せらるゝ小至る恐れ
ぞ深べけんや

○山本某の論説

嚮く貴社新聞中小野氏假名文字の用を論ぜられ
る名説を記載あり一紙読て頗る甘服せり然る小尚又

水原某の論を載られ一見見るふ及んで愕然として巻
を投ぜり凡そ新聞を唯其時の奇事異聞を擧て人の耳
目或新し小し其心知を聞くものなれば女子童蒙を初
と一山婢奴僕小至る迄も見易く知り易く一むる去
を肝要なるべし然る或兎角小漢字を並べ一言半句の
話説をも事六ク敷いひ述て往々時間を空ふし其大畧
或物語をば僅よ一二の主意ある能くして世の補ひと
する由足とばおれ皆學者の弊として光陰を惜まぬ人
乃宿弊ありさて水原子の六へる如く假名文字の或
用る時を箸と橋と此差別るしとせば必きや外國の文

字小於ても斯く同音の詞不しといふべりとむ若し一
概小目の見る所或以て論せば漢字も魯魚の誤りあり
て独り假名のと小らざるべし且つ一篇の俳句を例
小引て其濁點乃誤より相去る千里乃違を生むと云ハ
色しる間違の話或以て正しき國字或論むる小似たり
抑六の一句小於けるや意わけて翻案しとるれば其
濁りを置替とるる却て文字乃働きあり去ればいふは
四十八字の内小かゝる面白き味あれば尚更假名を
用ひ度を此ふるべし然る或さへなく一巳の説を主張
して徒々小數言或費さしとる事を好める人ならん歎

思ふ小野氏のいふ處る只世の人よ深切なる能くな
らば更よ新聞社中よ厚きを以るは余もはよ此書成
貴社よ投して大ぬ茲弁論せざるは得ず

○在米朽木某より書簡の畧

此程「サンフランシスコ」港へ安着せしが同所を港口一
五尺位の石にて築立たる臺場は數十の大砲を置き山
麓に陣屋を構へ又陸軍の製鉄所の棟を並べ蒸氣の煙
天よ翻り彈丸を鑄る声恰も遠雷乃如し波戸場も廿ク
所餘有之何とも大船を横附に致せり此日波戸場へ著
せしるト時小して夫より馬車もとグラント小ラハへ

到り一ト一時あり

○柏寄縣兩參事より大藏省へ御届の略

昨壬申七月中柏寄浦に於て埼玉縣捕亡附屬今成新左
工門を縊殺逃去し上州大輪村茂吉同人妻は儀同年
八月中長野縣にて右はま召捕相成しへども茂吉の行
衛不相分然る處管下古志郡石内村高橋庄作なる者最
前右茂吉を隠し置し罪科を贖せん為め必獲自效を願
出小し付承届當一月十三日度會縣下船井村に於て送
小茂吉を捕獲致し同縣より順次護送の上本月二日當
着翌三日より紀問し可取懸手續し御坐し

○松木某の説

吾儕幼時より画を好める癖ありて是れ集ること多し數種
 ありしが年長トて後ち初代廣重乃画き一各所繪を以
 て实地一臨見較し其景色髮鬚として實筆端の
 妙と尽せり近來菊地容齋の如きる別一家の精巧
 究めて學び得るは甚と稀なりさて此等の名人の
 ども各國乃画一比較をれば粗みして見ると不足とざる
 ことあり過日博覽會事務局にて數種の名品以列ね
 る哉見る小画の部を左むり甘心をる物なりといへ
 ども伊豆長八が泥饅細工と高橋由一の油画を初め電

井至一が兩國橋の夜景をどる真又西人の筆意を寫せ
 りさきども未と及ぶと所あるる蓋し我國画学の設
 けあり故るも人嚮ふ川上寛纂が著せし西画指南二卷
 あり又舶來の石版器械も有るより形をば何卒開化の
 真画に移り無用の風韻墨色を去りて画空事の譏を免
 るんふや或望む依てあは或貴社に托して四方諸君の
 名論を請ふ

○長崎郵便役所より駆遣寮へ報知

本月四日午後四字十分頃当港支那人居住廿六番萬泰
 号賄房より出火折節西北風強く都合廿一軒延焼暮六

時過鎮火いといひ此旨御地在留支那人共御布達有

之度此段申上

○本月十二日外務省七等出仕廣沢弘信るると孔朝鮮國在勤被仰付るるよ

○此頃或人の説又芝増上寺代大教院へ買上本尊を台徳公の廟中へ移して是迄の本堂を講堂とし寺中ハ残らざ生徒寮と為るの目論見向る由なり

○第卅四號中不記載せし山形縣より報知市神石古々の件又真津典事ら真膳典事の謬りあり報知新聞第卅九號終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣ハ遠く隔る國々ハ物情を互にお通せしめ且
府下小生亦細大を事各地におわたりしをも依りて海を渡りて及申善行の
賞を暴徒に捕縛機械産物の新發明蠶絲織物漆器陶器米穀茶葉その他
諸品製造耕作の多寡豊凶震雷風雨水火の災難寒暖季候の違ひを少
く異りたるを皆夫の筆記して新文體體飾を盡し時々我て是を記
録し及び賣弘所を送り越し給ひんを地帯
一郵便報知新聞一冊價料貨三銭毎月五号宛出
當時發兌号より先十日冊分引受備向し一冊引
同四十冊分ハ一割半引
一ヶ月分引済の價二割引
市通割合お定前金郵便賃付等より定まるるを發行する所

發兌人 太田金右衛門

東京橋山町三丁目

